

平成 19 年 4 月 23 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室 御中

全 国 銀 行 協 会
業 務 部

「『保険業法施行令の一部を改正する政令（案）』及び『保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）』」に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、標記政令等の改正案について下記のとおり質問を述べさせていただきますので、ご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

保険業法施行令 第 45 条 第 1、2、4 号関係

- 1．保険業法施行令第 45 条に定める「保険契約の申込みの撤回等ができない場合」にかかわらず、個別の「保険会社等」単位ですべてクーリング・オフの対象とする場合、当該個別「保険会社等」では、保険業法施行令第 45 条に定める「保険契約の申込みの撤回等ができない場合」であるか否かの確認や記録保持は不要であるという理解でよいか、確認させていただきたい。
- 2．外貨建て保険契約のクーリング・オフに応じる場合には、当該契約者に対し、保険料相当額を外貨建てにて返還（円転せず外貨にて返金）する手続きを取ることでよいか、確認させていただきたい。

以 上